

<ガイドラインA 新旧対照表>

ページ・項目	旧 【2021年9月13日改訂版】	新 【2021年10月1日改訂版】
P.1	<p>なお、このガイドラインは、<u>令和3年9月9日</u>内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発表の「<u>基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について</u>」によるものとします。こちらをご確認ください。</p> <p>(外部リンク) https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_seigen_20210909.pdf</p>	<p>なお、このガイドラインは、<u>令和3年9月28日</u>内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長発表の「<u>緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について</u>」によるものとします。こちらをご確認ください。</p> <p>(外部リンク) https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_seigen_20210928.pdf</p>
P.1 2 ご利用人数の制限	<p>国の指標等に基づき、ホール利用定員数は下記のとおりとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大ホール：600人以下 ・小ホール：100人以下 ・中目黒G T プラザホール：75人以下 <p>ただし、チケット販売開始時期に応じ、下記のとおり取り扱います。</p> <p><u>【9月13日から9月30日までに開催される催し物】</u></p> <p><u>①2021年9月12日時点でチケット販売開始後の催物</u></p> <p><u>既にホール定員数以上の集客を予定する催物であっても、チケットのキャンセルは不要とします。ただし、2021年9月13日以降は、上記のホール利用定員数を超過するチケット、又は利用が21時を超える催し物のチケットは販売を停止してください。</u></p> <p><u>②2021年9月13日以降にチケット販売開始される催し物</u></p> <p><u>上記「2 ご利用人数の制限」のとおりとします。</u></p>	<p>国の指標等に基づき、ホール利用定員数は下記のとおりとします。</p> <p><u>【大声での歓声・声援等がないことを前提とする公演】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大ホール：1,200人以下 ・小ホール：200人以下 ・中目黒G T プラザホール：150人以下 <p><u>【大声での歓声・声援等が想定される公演】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大ホール：600人以下 ・小ホール：100人以下 ・中目黒G T プラザホール：75人以下 <p><u>※異なるグループ間では座席を1席空ける必要がありますが、同一グループ（5名以内に限る）内では座席間隔を設ける必要はありません。この場合は上記定員数を超過することが可能です。</u></p> <p>ただし、チケット販売開始時期に応じ、下記のとおり取り扱います。</p> <p><u>【10月1日から10月24日までに開催される催し物】</u></p> <p><u>①2021年9月12日までに販売されたチケット</u></p> <p><u>既に上記のホール利用定員数以上の集客を予定する催し物であっても、チケットのキャンセルは不要とします。ただし、2021年9月13日以降は、上記のホール利用定員数を超過するチケット、又は利用が21時を超える催し物のチケットは販売を停止してください。</u></p> <p><u>②2021年9月13日以降にチケット販売開始されたチケット</u></p> <p><u>上記「2 ご利用人数の制限」のとおりとします。</u></p>
P.2 3 夜間利用の注意事項	<p>東京都の「<u>新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等</u>」に基づき、原則21時までの利用とします。ただし、<u>9月13日から9月30日までに開催される催し物</u>で9月12日までにチケット販売が開始されている場合又は無観客イベントの場合は対象外とします。<u>なお、当該措置が延長された場合、その終りの日までとします。</u></p>	<p>東京都の「<u>東京都におけるリバウンド防止措置</u>」に基づき、原則21時までの利用とします。ただし、<u>10月1日から10月24日までに開催される催し物</u>で9月12日までにチケット販売が開始されている場合又は無観客イベントの場合は対象外とします。</p>
P.4 4 ご利用時の注意事項 ⑩	<p>イベントの規模により主催者等は東京都への事前相談やチェックリスト等の作成が必要になる場合があります。詳細は東京都防災ホームページをご確認ください。</p> <p>(外部リンク) https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1015481.html</p>	<p>イベントの規模により主催者等は東京都への事前相談やチェックリスト等の作成が必要になる場合があります。詳細は東京都防災ホームページをご確認ください。</p> <p>(外部リンク) https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1015635.html</p>

<ガイドラインA 新旧対照表>

ページ・項目	旧 【2021年9月13日改訂版】	新 【2021年10月1日改訂版】
P.4 6 参考	<p>このガイドラインは、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び（公社）全国公立文化施設協会作成のガイドライン等を参考に、目黒区と協議の上作成しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「<u>基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について</u>」（令和3年9月9日） （外部リンク）https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_seigen_20210909.pdf ・東京都「<u>新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等</u>」（令和3年9月9日）（外部リンク）https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007617/1015484.html ・公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」（令和2年9月18日） （外部リンク）https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0918covid_19.pdf 	<p>このガイドラインは、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室及び（公社）全国公立文化施設協会作成のガイドライン等を参考に、目黒区と協議の上作成しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室「<u>緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後の1都1道2府23県における催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について</u>」（令和3年9月28日） （外部リンク）https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenaku_seigen_20210928.pdf ・東京都「<u>東京都におけるリバウンド防止措置</u>」（令和3年9月28日） （外部リンク）https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1015636.html ・公益社団法人全国公立文化施設協会「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン改定版」（令和2年9月18日） （外部リンク）https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0918covid_19.pdf